

環境影響評価書案審査意見書

「国立印刷局王子工場整備事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池 百合子
（公印省略）

記

第 1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称：独立行政法人国立印刷局
代表者：理事長 岸本 浩
所在地：東京都港区虎ノ門二丁目 2 番 5 号
- 対象事業の名称及び種類
名称：国立印刷局王子工場整備事業
種類：工場の設置
- 対象事業の所在地
所在地：東京都北区王子一丁目 6 番 1 号

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

騒音・振動の予測では、最大値出現地点が中高層住宅等に近接する北側境界付近となることから、防音シート等の採用や建設機械の配置、台数を詳細に検討するなど環境保全のための措置を徹底し、工事施行中の騒音・振動の一層の低減に努めること。

【土壌汚染、廃棄物 共通】

本事業では、形質変更する敷地の一部で土壌汚染が確認されており、拡散防止措置を講じるとしている。

工事の施工に際しては、掘削時の拡散防止等十分な環境保全措置を講じること。また、事後調査において汚染状況、周辺環境への影響及び対策実施状況について詳細な報告を行うとともに、汚染範囲外の発生土等の再資源化状況について報告すること。